

## 白井市 地域防災力向上計画

### 1 目的

本計画は、自助・共助・公助の取り組みを促進し、地域防災力の向上を図るため、千葉県地域防災力充実・強化補助金の活用を前提として、令和10年度までに実施する自主防災組織の育成や災害医療体制の整備、要配慮者支援品の整備等を進めるために策定する。

### 2 自助・共助の取組

災害による被害を最小限に止め、生命・財産を守るためには、市民の一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という自助の意識と、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識を持ち、家庭や地域における防災活動に積極的に取り組み、地域防災力を向上させることが重要である。地域防災の核となる自主防災組織の活動と結成の推進を図る。

### 3 自主防災組織の活動と結成の推進

#### (1) 現状及び課題

本市では、新たに設立された自主防災組織に防災用資機材等を交付するなどの支援をして自主防災組織の育成に努めている。

自主防災組織数は、令和8年3月末現在、63組織設立されており、自主防災組織活動カバー率は70.7%と全国平均85.9%（令和7年4月1日現在）に比べて低くなっている。地縁が強い在来地区において自主防災組織の設立が進まないこと、新たに住宅開発された地域でも、災害リスクを正しく理解されていないことなどが、自主防災組織設立に至っていない原因としてあげられる。

地域間及び個人間には防災意識について温度差があり、時間の経過と共に震災の記憶が薄れ、防災・減災に対する意識が低下していくことが懸念される。大災害に備え、自らの生命・財産を守るために、自主防災組織の設立を促進し、防災意識を改革、自分たちが住んでいる地域の災害リスクを正しく理解して、自主防災組織の活動を活性化していくことが必要である。

【令和8年3月末現在】

自主防災組織 組織数 63組織

活動カバー率 70.7%

(2) 基本方針

自主防災組織の設置を促進するとともに、設置済の自主防災組織に対して活動の活性化を支援することで、地域防災力の強化を図る。

(3) 目標（令和10年度末まで）

自主防災組織の新設を促し、自主防災組織のカバー率増加につなげる。

(4) 具体的な取組

自主防災組織を新たに設立する団体に対し、防災資機材等を交付する。また、設立済の自主防災組織や自主防災組織を設立しようとする団体が開催する防災訓練、講演会、研修会への防災アドバイザー派遣を行う。併せて、自主防災組織等の代表者を対象とした研修会を実施し、活動の活性化を促す。

#### 4 被災者生活再建支援システムの活用

(1) 現状及び課題

公助の課題として、災害時には、迅速な被災者の生活再建支援が求められる。被災者台帳の作成や、罹災証明書の発行に必要となる住家被害認定調査・調査計画策定支援等を迅速に行うことが可能なシステムを活用するなど、事務の効率化を図る必要がある。

(2) 基本方針

県が昨年度から導入した「被災者生活再建支援システム」を本市においても導入している。災害時に限らず、平時にも本システムを積極的に活用することで、災害時の公助に求められる「迅速な被災者の生活再建支援」が可能な体制づくりを進める。

(3) 目標（令和10年度末まで）

発災時に職員が本システムを操作できることが重要であるため、年1回以上、平時の研修や訓練において本システムを活用することで習熟度を高め、より迅速な罹災証明書の発行や被災者支援に繋げる。

(4) 具体的な取組

システム操作研修、罹災証明書発行窓口設置研修等の各種研修や、災害対策本部運営訓練などで、本システムの積極的な活用を図る。

## 5 災害医療体制整備事業（トリアージポスト及び救護所の設置）

### (1) 現状及び課題

発災時には負傷者を迅速に必要な処置や治療等へつなげ、多くの生命を守ることが求められるが、そのためにトリアージを行い処置や治療等の優先順位を判定するトリアージポストの設置が必要である。

また、トリアージポストに救護所を併設することで、軽症の負傷者の対応を素早く行い、病院の中等症以上の市民の命を守る機能を維持することが必要である。

そのトリアージポスト及び救護所の場所や活動等が市民に認知されることで、自助・共助での活用が効果的に行われるため、市民に対する周知が必要である。

### (2) 基本方針

トリアージポスト及び救護所を設置できるよう資機材等の整備を行うとともに関係機関との調整を行う。また、市民に認知され、発災時に活用されるよう周知を図る。

### (3) 目標（令和10年度末まで）

市内3か所にトリアージポスト及び救護所を設置できる体制を整え、発災時にスムーズな運営をするための設営訓練を行う。また、市の医療救護活動について認知度を上げるため市広報や市ホームページ、防災訓練等において周知を図る。

### (4) 具体的な取組

病院前へのトリアージポスト及び救護所の設置を具体化するために、病院前トリアージポスト及び救護所の設置にかかる協定の締結を行う。また、市の医療救護活動に対する認知度を上げるため、市広報や市ホームページ、防災訓練等を活用し周知を図る。

## 6 災害時のトイレ対策

### (1) 現状及び課題

災害時のトイレ対策は、災害関連死にも繋がることから重要な課題と捉えている。

市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることを踏まえ、本市では携帯トイレを備蓄している。

また、市が自治会・自主防災組織等を対象に行う防災講話や、地域主催の防災訓練等において、携帯トイレの備蓄の重要性とその使用方法について市民へ説明し、普及啓発を行っている。

### (2) 基本方針

災害時、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意し、白井市地域防災計画で定める備蓄目標量に基づき、携帯トイレの計画的な購入及び補充を進める。

(3) 目標（令和10年度末まで）

携帯トイレを令和10年度末までに計9,000回分購入する。

(4) 具体的な取組

災害時のトイレの確保及び環境改善を図るため、引き続き、使用期限を迎える携帯トイレの購入及び補充を行う。

また、使用期限を過ぎた携帯トイレについては、市が自治会・自主防災組織等を対象に実施している防災講話や、地域主催の防災訓練等において、使用方法の説明用として活用することで、平時からの個人単位での備蓄を推進する。

## 7 要配慮者支援品の整備

(1) 現状及び課題

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者は、それぞれの特性により、避難行動や避難生活に関して様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

本市でも、高齢化の進展や、障がいのある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる必要がある。

(2) 基本方針

要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、白井市地域防災計画に基づき、乳幼児、高齢者、障がいのある人、食物アレルギー患者、食事制限者等の要配慮者や女性に配慮した備蓄に努める。

(3) 目標（令和10年度末まで）

要配慮者用支援品（おかゆ、紙おむつ（乳幼児用・高齢者用）、おしりふきシート、液体ミルク等）について、それぞれ計画的な購入を進める。

(4) 具体的な取組

要配慮者用支援品の購入及び補充を行うとともに、多様なニーズに対応した備蓄物資や資機材等の計画的な購入を進める。

また、市が自治会・自主防災組織等を対象に実施している防災講話等において、要配慮者に必要な備蓄品について普及・啓発することで、平時からの個人単位での備蓄を推進する。